

## 7. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程

(目的)

第1条 共立女子大学院・大学・短期大学に在籍する学生に奨学金を給付することにより、共立女子大学・短期大学留学規程（以下「留学規程」という）に基づく留学および海外研修を奨励し、国際理解を深め国際交流を振興することを目的とする。

(種類)

第2条 国際交流奨学金の種類は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金。
- (2) 前号以外の留学規程に基づく留学奨学金（以下「規程留学奨学金」という）。
- (3) 本学主催海外研修奨学金（以下「海外研修奨学金」という）。

(申請資格)

第3条 交換留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 「交換留学生募集要項」に基づき応募していること。
- (2) 過去に本奨学金を受給していないこと（規程留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は交換留学奨学金の対象外とする）。

2. 規程留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 留学先の大学等に入学許可を得ていること、または入学許可の申請等をしていること。
- (2) 前学期までの本学学業成績が大学・短期大学国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という）の定める一定の値であること。
- (3) 国際交流委員会の定める一定の語学力を有すること。
- (4) 過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は規程留学奨学金の対象外とする）。

3. 海外研修奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 海外研修に応募していること。
- (2) 本学において16単位以上を修得していること。
- (3) 過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または規程留学奨学金を受給した学生は海外研修奨学金の対象外とする）。

(申請時期)

第4条 各奨学金の申請時期は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は交換留学応募時とする。
- (2) 規程留学奨学金は原則として毎年1月末とする。
- (3) 海外研修奨学金は研修応募時とする。

(申請方法)

第5条 各奨学金の申請方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は所定の「交換留学生応募用紙」を国際交流室に提出する。
- (2) 規程留学奨学金は所定の「規程留学奨学金申請書」、「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」、「留学先の大学等が発行する入学許可書または留学先の大学等に提出した入学願書等（写）」、「留学先言語の語学力を証明するもの（写）」および「留学目的・学習計画と将来の展望（日本語）」を国際交流室に提出する。

(3) 海外研修奨学金は所定の「海外研修奨学金申請書」および「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」を国際交流室に提出する。

(給付額および人数)

第6条 各奨学金の給付額および人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は1年間とし、当該学部学科・年度の授業料の半額とする。
- (2) 規程留学奨学金は1年間の場合は当該学部学科・年度の授業料の半額、6ヶ月の場合は4分の1とし、給付人数は前号を含め20名以内とする。
- (3) 海外研修奨学金の給付人数は、各研修の応募人数を考慮し、国際交流委員会で協議する。給付額は各研修1名5万円とする。

(選考委員)

第7条 奨学金給付者の選考は国際交流委員会の定めた選考委員がこれを行う。

(選考方法)

第8条 各奨学金の選考方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除く全ての交換留学生に給付する。
- (2) 規程留学奨学金は留学先を勘案し、協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除くすべての協定校派遣留学生に給付するものとし、提携校派遣留学生および認定校一般留学生は、申請書類および面接（日本語および留学先言語）により選考する。
- (3) 海外研修奨学金は学業成績により選考する。

(決定)

第9条 国際交流委員会が、各奨学金の選考方法に基づき候補者を選考の上、学長に推薦し決定する。

(給付方法)

第10条 原則として渡航前に本人名義の指定口座への振り込みとする。

(返納)

第11条 各奨学金の返納は次のとおりとする。

- (1) 交換留学および規程留学奨学金を受給した学生が、留学開始前に留学を中止した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (2) 交換留学および1年間の規程留学奨学金を受給した学生が、前半の学期終了前に正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。  
前半の学期終了後の場合は、給付額の半額を速やかに学園へ返納する。
- (3) 6ヶ月の規程留学奨学金を受給した学生が、正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (4) 海外研修奨学金を受給した学生が、研修開始前に不参加となった場合は、全額を速やかに学園へ返納する。
- (5) 本条に定めがなく特別の理由がある場合は、国際交流委員会にて審議する。

(報告書の提出)

第12条 受給者は、帰国後1ヶ月以内に所定の報告書を国際交流室に提出する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は平成18年10月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年2月1日より施行する。